

市会議案第 5 号

特定商取引法及び預託法における契約書等の電子化を
拙速に導入しないことを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 3 日提出

吹田市議会議員 山根 建人

同 玉井美樹子

同 益田 洋平

同 柿原 真生

同 塩見みゆき

同 竹村 博之

特定商取引法及び預託法における契約書等の電子化を拙速に導入しないことを求める意見書（案）

特定商取引法及び預託法は、契約申込書や契約書などについて、書面による交付を事業者に義務付けているが、消費者庁は、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法による交付を可能にする改正案を今国会に提出しようとしている。

本来、特定商取引法及び預託法は、訪問販売や通信販売など、消費者トラブルが生じやすい取引を対象に、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的としている。書面による交付を事業者に義務付けることで、契約締結時においては、消費者に契約内容の不利な側面を気付かせ、冷静に確認する機会を与えるとともに、契約締結後においては、消費者に債務の履行状況を契約内容に照らして確認する手掛かりを与えている。

電磁的方法による交付を可能にすると、書面による交付で期待されるこれらの効果は、著しく低下するおそれがある。また、消費者の承諾についても、加齢などで認知機能が低下した消費者は、事業者に促されるがまま承諾することが懸念される。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、消費者の被害を拡大させないようにするため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 特定商取引法及び預託法の契約書等について、電磁的方法による交付を可能にする法改正は拙速に行わないこと。
- 2 法改正の検討に当たっては、消費者の被害防止や救済に取り組んでいる有識者を含めて、審議会や検討会で十分な審議を行い、慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

吹田市議会